

議案第 83 号

守谷市上下水道事業審議会条例の一部を改正する条例

守谷市上下水道事業審議会条例（平成17年守谷市条例第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年9月1日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
83号	1

守谷市上下水道事業審議会条例の一部を改正する条例

守谷市上下水道事業審議会条例（平成17年守谷市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、守谷市上下水道事業の運営に係る重要事項について」を削り、「応じて」を「応じ、次の件について」に改め、同条に次の各号を加える。

- （1）経営戦略に関すること。
- （2）分担金、受益者負担金及び農業集落排水事業分担金に関すること。
- （3）水道料金、公共下水道使用料及び農業集落排水施設使用料に関すること。
- （4）その他市長が必要と認めること。

第3条中「15人」を「10人」に改める。

第5条第1項中「3年」を「当該諮問に係る審議が終了するまで」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議 案	頁 数
83号	2

提案理由（議案第 8 3 号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、守谷市上下水道事業審議会の開催方法及び定数等について当市の実情を考慮し見直しをしたところ、開催方法及び定数等に変更が生じるため、守谷市上下水道事業審議会条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
8 3 号	3

守谷市上下水道事業審議会条例新旧対照表

改 正	現 行
(所掌事務) 第2条 審議会は_____、市長の諮問に応じ、次の件について調査審議し、答申する。 (1) 経営戦略に関すること。 (2) 分担金、受益者負担金及び農業集落排水事業分担金に関すること。 (3) 水道料金、公共下水道使用料及び農業集落排水施設使用料に関すること。 (4) その他市長が必要と認めること。 (組織) 第3条 審議会は、委員<u>10</u>人以内で組織する。 (任期) 第5条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでとする。_____ 2 (略)	(所掌事務) 第2条 審議会は、<u>守谷市上下水道事業の運営に係る重要事項について</u>、市長の諮問に応じて調査審議し、答申する。 (新設) (新設) (新設) (新設) (組織) 第3条 審議会は、委員<u>15</u>人以内で組織する。 (任期) 第5条 委員の任期は、<u>3年</u>とする。<u>ただし、再任を妨げない。</u> 2 (略)

議案	83号
頁数	4